

公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2. 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の様式をもってすべて理事会に提出するものとする。

3. 正会員は、特別の事情がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は、この法人からの連絡は行わない。

4. 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、前年度の3月31日とする。但し、2020年度既会員については、2021年度に限り8,000円とする。

2. 入会金は、5,000円とする。

3. 賛助会員は、入会金10,000円、会費は年額1口10,000円とする。

4. 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 会長は、局・専門部および委員会を置き、会務の運営にあたる。

2. 局長は、会長の任命により局を統括する。

3. 専門部の部長は、会長の任命により専門部を運営する。部員は、部長が選任し、会長が委嘱する。

4. 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 常任理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。部長の兼任はできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 理事の担当する職務および専門部の職務分担については、職務権限規定に定める。

(代議員に関する項)

第8条 代議員は、定款第6条2項～第9項の各項に基づき、本会の選挙規定により、地区ごとに選出する。

2 各地区の代議員数は定数に定めるところにより、各地区会員数(休会者を除く)を定款第6条2項に定めた数で除した数とし、小数点以下を切り上げる。なお、会員数は任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。

3 代議員は、総会に提出された議題を討議し、決議することができる。

4 代議員は、各部長を兼ねることができる。

5 次の各号の一に該当する場合には、代議員資格を喪失する。

(1) 会員資格を喪失したとき

(2) 会員の権利停止となったとき

(3) 辞任を申し出たとき

(4) 選出地区から異動したとき

(顧問及び相談役に関する項)

第9条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第10条 顧問及び相談役は無報酬とする。

2. 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定を準用する。

(部長等の選任に関する項)

第11条 部長の選任は、役員改選後の理事会において行う。

第12条 専門部の委員の選任については、担当理事ならびに部長が協議して決める。

尚、その結果は、理事会の承認を得るものとする。

第13条 部長および委員の任期については、定款第28条を準用する。

(地域活動に関する項)

第14条 正会員の日常活動を活発にするために、地区ごとの活動を行う。

地区の振り分けの定義 始良地区 北薩地区 鹿児島地区(種子屋久地区含む) 大隅地区 南薩地区 奄美地区

第15条 正会員の地区所属の判別は、担当理事が協議し、理事会の承認を得るものとする。

(理事会に関する項)

第16条 理事会は、次期総会までの会務を執行する。

2. 理事会は、原則的に年6回以上開催する。

3. 部長は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べることができる。

(諮問機関に関する項)

第17条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第18条 諮問委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。尚、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第19条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また委員会は、次期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第20条 この法人定款第39条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、会長が担当者に管理を委託する。

(財務に関する項)

第21条 備品台帳には、購入価格に関係なく記載するものとする。

第22条 この法人の正会員が、行動する為の運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

2. 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、旅費規程により算定を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第23条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第24条 この法人の慶弔に関しては、次による。

(1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、原則として慶弔金10,000円を支給するとともに以下の慶弔行為を行う。

① 供花

② 弔電

- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 会員又はその親族に慶弔事が生じたときは、担当理事にすみやかに報告するものとする。
- (4) 地区担当理事は、所属会員から届けを受けた場合、ただちに会長に報告するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 25 条 この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 26 年 2 月 16 日一部改正により施行する。

この細則は、平成 28 年 5 月 22 日より一部改正により施行する。

この細則は、平成 29 年 10 月 1 日より一部改正（会費納入に関する事）により施行する。

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正（代議員制に関する事）により施行する。

この細則は、令和 3 年 2 月 26 日より一部改正（賛助会員入会金納入に関する事）により施行する。

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正（会費納入に関する事）により施行する。

規則 平成 30 年 4 月 1 日 規則第 1 号